



阿部裕美子委員

福島県個人情報保護条例の一部を改正する条例について聞く。

保有特定個人情報とは、県が取得した情報との説明を受けたが、具体的には、どういう中身か。

文書法務課長

県本庁機関、議会、教育庁、県立医科大学及び会津大学等の各機関において、業務に基づきこれまでも個人情報を保有してきたが、法律で決められた場合には、個人情報を結びつけて行政の効率化を図るという目的で法律ができており、これまで保有してきた情報に、個人情報が書き込まれた状態が保有特定個人情報となる。

阿部裕美子委員

マイナンバー制は、県民一人一人が個人情報で登録されることだと思うが、氏名、住所のほかにもどのようなものが個人情報になるのか。

文書法務課長

法律や条例で定めれば活用が可能になるが、例えば、生活保護ではこれまで管理していた幾つかの個人情報に個人番号が追加掲載された状態で情報を保有する形になる。業務によって個人情報が含まれた情報は違ってくる。

阿部裕美子委員

年金情報の漏えいが、非常に大きな問題になっているが、マイナンバーに個人情報が加えられていくと、生活保護を受けている等の個人情報も登録されることになる。具体的にはどういう情報が加えられていくのか。

文書法務課長

委員の質問は、情報が1カ所に集中することをイメージしての懸念と推測するが、番号法に関しては、個人情報が万が一漏れたときの影響を最小限にとどめなければならないので、1カ所で情報を集中して持つという形ではなく分散管理し、年金なら年金、税なら税を業務とするところで情報を持つ形である。

通常は、必要に応じて出向いて情報をもってきてるところを、法律の定めにより、例えば生活保護で、あるデータが必要となれば番号を申請し、その情報を必要な都度やりとりをする形である。

児童福祉法、福祉関係、税関係が利用可能な業務として法律に規定されているが、情報を1カ所に集中させて管理するというわけではない。

阿部裕美子委員

特定個人情報、保有特定個人情報とは、具体的にはどういうものを指しているのか。

文書法務課長

例えば生活保護の対象になる人であれば、業務で必要なデータを集めているが、それは単なる個人情報である。その個人情報に個人番号がついた状態のデータが、特定個人情報という定義に変わる。それを県の行政機関が保有している場合には、保有特定個人情報と呼ぶことになる。

宮下雅志委員

特定個人情報とは、番号法と結びついた情報とのことだが、税番号や社会保障番号など、制度によって異なる個人番号

が、県に幾つも積み上がるとの理解でよいか。

#### 文書法務課長

制度全般を所掌しているわけではないので正確でないかもしれないが、それぞれの業務で管理している番号があり、それとはまた別に個人番号がある。連携等に使うときには、その番号はありながら、情報を管理するときに、個人情報が増し併記されているという状態にあると理解しているので、その番号をやりとりして、情報の共有を図るスキームになると考えている。

#### 宮下雅志委員

マイナンバー制は、いわゆる国民総背番号制というか、一人一人に番号を付して、全ての情報をその番号で一括して扱う制度だと認識している。詳しい制度の内容が示されれば明らかになると思うが、社会保険庁の情報流出もあり、特定の番号に付された個人情報を、今後どういう形で保護していくかは大きな問題である。

県は、個人情報を基本的に個人情報保護条例で保護していくとしているが、条例の実効性をどのように確保していくのか。情報自体は、情報政策課で対応すると思うが、条例の実効性の担保について基本的な考え方を聞く。

先ほど、漏れることもあり得る、そのときに最小限に食い止めるとの話もあったが、県の制度や他部局との連携の中で、どういう取り組みをしているのか。

#### 文書法務課長

説明の中で、漏れるという表現をしたのは適切ではなかったかもしれないが、100%完全なものはないことから、万が一を想定して述べたものである。

当然漏れることがあってはならないので、そのための対策をとる。心配されるのはセキュリティーの問題である。条例で定めようとしているのは手続的なものであるが、システム上の保護措置をとり、条例を定め、国が監視機関を設ける。年金機構や独立行政法人、地方自治体までを含め、情報漏れがないような特別組織を設けるとの新聞報道もあったが、それらと県の情報部局が連携し、県民に心配をかけない制度運用を図っていく考えである。

#### 阿部裕美子委員

法にのっとって県が持っている個人情報をマイナンバー制度につないでいくことになるが、一番の危惧は、財産等の情報が流用されたり、年金情報漏れのような非常に膨大な問題が発生しかねない要因が含まれていることである。個人情報を、あえて一括してマイナンバー制度として保有する必要性がどこにあると考えているのか。

また、これは国が決めている制度なので、県独自でどうこうするのは大変厳しい問題だと思うが、情報を流用させない担保が明確になっていない状況について、どのようにとらえているのか。

#### 文書法務課長

情報管理が脆弱な中で、マイナンバー制度をスタートさせるべきではないとの指摘かと思う。大きな部分に関して、責任を持った回答をできる立場にはないが、法律が公布されており、それが施行される前提に立って、県民の個人情報を守るために必要なものを規定することが、今回の条例改正の趣旨である。法律の施行を前提として対応しており、理解願う。

2点目も、マイナンバーの重要な情報が漏れない担保をどうするかという制度全体の話になるので、答えるのは適当ではないと思うが、危機感、国、県、市町村で共有しているので、いろいろな方法を取り、セキュリティーの確保に万全を期した体制をとることになると思う。

宮下雅志委員

どの情報をどのように守っていくか、だれがどの情報にアクセスできるのかをしっかりと決めているとは思いますが、情報を扱う部局は全庁にまたがっている。条例改正案を提出している文書法務課が主管課になると思うが、条例の実効性を確保するため、情報セキュリティポリシーも含め、情報政策課や関係部局との連携等、しっかりと庁内体制を整備しかかわっていくべきだと思うが、考えを聞く。

文書法務課長

個人情報保護条例で定めた取り扱いの厳格さとあわせて、企画調整部所管の情報セキュリティポリシーをきちんと庁内に周知していくことが、実効性を担保する手段になると考えているので、今後とも情報政策課と連携・協力しながらやっていきたい。

斎藤健治委員

きょうの民友新聞に、「県土木部OBを要望」の見出しで、ふくしま市町村支援機構のことが書いてあった。この件は総務部人事課へ既に申し入れがあったのか。

人事課長

ふくしま市町村支援機構から口頭での相談はあったが、支援機構側で検討する内容であると伝えた。

斎藤健治委員

さまざまな文書が我々のところに届いている。

実は、ふくしま市町村支援機構による県土木部OB職員の採用についてということで、平成26年12月18日、支援機構では県土木部OB職員の管理職ポストへの採用について、平成18年度に発生した県の官製談合事件以降これまで自粛してきたが、以下のような理由により平成28年4月から再開することを希望すると、総務部に出している。これを知らないというなら、私に届いている文書が嘘なのか。

人事課長

口頭での相談はあったと捉えているが、あくまで機構側で検討する内容であると、こちらでは対応した。

斎藤健治委員

言った言わないになるから構わないが、支援機構には入札等制度改革にかかわる基本方針ということで、県議会が中に入り、公共事業の適正な執行の在り方に関する調査特別委員会でもかなり激しくやりとりをした。その結果、公正で透明性の高い新たな入札制度の構築に向けてということで、建設技術センターのあり方が書かれている。

当時、福島県建設技術センターだった組織の名前を変えて、ふくしま市町村支援機構という名前になったが、センターが談合の温床になった。理事長は、逮捕こそされなかったが、かなり強烈な検察とのやりとりがあった。当時の佐藤栄佐久前々知事は、冤罪だとして今も争っているが、この問題のため、建設技術センターと県とのそれまでの関係を解消すべく、土木部幹部OBの理事長等役職就任を禁止するとともに、積算業務委託及び役職員派遣も原則廃止することになった。

ところが現在は、復興のためとはいえ、土木部から支援機構には任せないと決めた業務をやっている。震災が起きて、護岸工事等さまざまあり大変だからと暗黙で認めた。しかし、復興特需は一旦おさまっている。やってはならないことをなぜ復活させようとするのか。変だと思わないのか。だから新聞に書かれた。新聞の内容を読んでみても、機構は「進行中の事案については話せない」、総務部は「機構については話す立場にない」ととぼけている。これはおかしい。どうな

っているのか。

#### 総務部次長（人事担当）

委員指摘のとおり、平成18年の談合等を受け、議会からの指摘も受けて、県で方針を定めてこれまで対応してきた。当時のセンター、現在の市町村支援機構への県職員等の就任はやめる必要があると決められたものであるが、特に土木部の幹部職員等について、センターの理事長等への役職就任はやめると決められたと理解しているので、それに沿って現時点でも慎重に対応している。

#### 齋藤健治委員

支援機構のことは内部の問題だから余り言う必要はないが、新聞でも取り上げたのに県議会が何も知らなかったというわけにはいかない。

副理事長に関する変な文書が、我々のところに何回も来ている。機構としての能力を超えた県からの受託が、職員の中でも問題になっている。震災復興の特例扱い終了後も、引き続き県土木部からの受託を可能とすべく、能力の限界を超えながらも無理して、県からの受託に応じていると書いてある。

入札制度改革に係る基本方針（平成18年12月28日）に基づき、積算業務は機構に委託しないとしているのに、県土木部は今もやっている。入札制度は総務部所管である。業務がたくさんあるから県土木部OBを使うとか、管理職に入れたい等、変なことが起きる。

来年でちょうど10年になる。10年間やってくれば、プロパーを育てなければならないのは機構のほうなのに、県から行った副理事長が、こういうことを言ってきている。土木部OBは管理職に行かないかもしれないが、あなた方から行った輩が、決められたことを破って申し入れしている。これを変だと思わないのか。県から行ったOBさえいなければこんなことは起きない。届いた文書には、振興局長をやっていた南会津の方から500冊も本を買ったとか、ややこしいことが書いてある。

談合の温床になったからやめたのに、やらないと決めたことを、改めてまたやろうということはいかがなものかと、はっきり言うておかなければならない。それを言わないと今の議会は何だということになる。

あれだけの大事件であり、冤罪だ、退職金を返す返さないでいまだに尾を引いている。この委員会では、全員があの当時の退職金を返すべきだと決めた。きょうの新聞報道のようなことがあっては、総務委員会が見すごすわけにはいかない。先ほどの答弁は、知らないと言わんばかりだが、機構側は文書で申し入れをしている。支援機構で平成26年12月18日に相談して、県に申し入れしている。なぜ今この文書が出てきたかという、9月ごろが来年のトップ人事の時期であり、間もなく人事をやらなければならないからである。これをはっきり断ち切っておかないと、何だまた昔のことをやるのかとなる。部長、人事担当がよく聞いておかないと、何をやったんだということになると思うが、いかがか。

#### 総務部長

機構内部がどういう考え方をしているのかは後ほど聞いてみたいが、いずれにしても、これまでの経過からいくと、そこは慎重に対応すべきと考えている。

#### 宮下雅志委員

復興財源の確保について聞く。

国の今後5年間の復興財源のあり方について示され、全体として6.5兆円を復興財源として国が見ることになった。当初は、自治体負担として本県も400億円程度が新たに発生するというところだったが、知事を初め県当局が大変努力し、国も前向きに縮減に応じてくれ、大変よかったと思っている。5年間6.5兆円の全体の復興財源のうち、福島県の復興必要

額は3.9兆円と算出されたが、その確保見通しはどうか。

また、5年間の負担極小化を知事が要望した中で、県及び県内自治体の負担額はどのようになるのか。

#### 財政課長

県としては当初、5年間の復興需要見通しとして、国、県、市町村合計で3.57兆円プラスアルファが必要だと試算していたが、この中には、国庫補助金で既に県が基金に積んでいる額もあったので、それを差し引くと2.49兆円になる。

この2.49兆円について、今回の6.5兆円の中でどれくらい見てもらえたかということだが、内々の話で本県分は2.3兆円と聞いている。ただ、これは県分としてきちんと確保されたものではなく、おおよそ試算の目安である。これから各事業の進捗により数字は上下していくが、2.3兆円は何とか見込んでもらった。

負担額については、当初、400億円ほど県の自己負担が出ると試算していたが、県が今後5年間の事業費として見積もった数字を国との協議で精査する中で、必要額を250億円程度に圧縮できるとの見通しが立った。そのうち70億円強が自己負担で、残りは国が負担するとして整理された。

#### 市町村財政課長

市町村の負担について答える。

今回国から示された自治体負担の考え方にに基づき、県同様、市町村の復興事業について試算したところ、一部に取り扱いの確認が必要な事業や、国の来年度概算要求段階以降の調整に委ねられた事業もあるが、現時点では、5年間で10億円程度の負担が見込まれている。引き続き、復興のために必要な財源の確保に向けて、市町村と連携して取り組んでいく。

#### 宮下雅志委員

本県分として2.3兆円ということで差額が若干ある。

今、市町村財政課長が述べた国の来年度概算要求段階以降の調整の中には、震災対応雇用支援事業や企業立地補助金、イノベーション構想にかかわる財源など、非常に重要なものが含まれているので、国とのやりとりで、ぜひこれを確保する努力をしてほしい。

他県応援職員や復興支援員の人件費が復興特別交付税による全額国費負担と決まったが、他県応援職員については、派遣元自治体の地方創生事業業務が非常に膨大になりつつあり、応援職員を出せない状態になっているという報道があった。これについて、本県に対する影響は今年度どのように出ているのか。

#### 行政経営課長

今年度、他県等からの応援職員は、206名の要請に対し、39団体から198名の応援を得ており充足率は96.1%である。

#### 宮下雅志委員

96.1%という数字は、満足できる数字なのかどうか。

市町村への派遣について、以前は、双葉郡町村の派遣要請に対してはほぼ100%充足しているとのことだったが、市町村の派遣要請に対する充足率は、今年度変化はないか。

#### 部参事兼市町村行政課長

市町村への派遣については、6月1日現在、派遣要請336名に対して296名、充足率が88.1%である。平成26年度当初の充足率は85.9%であり、今年度当初は、昨年度当初より充足率は上がっている。

宮下雅志委員

本県に対する影響は深刻な状況ではないと認識したが、今後、他県における行政需要がふえていくので、応援職員をいつまでも同じような形では確保できない。もともとパイの大きかった宮城県は相当深刻な影響が出ているので、本県も早目に対応策を検討すべきと思うが、どうか。

また、民間企業経験者の任期付職員による非常によい影響が現場で出ている。国際経験や相当高い見識を持った方がおり、本県にとって非常に有為な人材を確保する意味でも、それら職員の有効活用もさらに検討すべきと思うが、どうか。

行政経営課長

自治法派遣職員の将来見通しだが、復興・再生に係る業務については、ここ数年間がピークと認識しており、県としても、正規職員、任期付職員の採用、自治法派遣職員の確保で対応する必要がある。ただ、平成28年度以降の他県職員の要請については、今後の復興・再生事業に係る業務量の増減見込み等を総合的に勘案し、検討していきたい。

部参事兼市町村行政課長

被災市町村へ全国の自治体等から職員が派遣されているが、今後の職員確保については、被災市町村を集めて職員確保方策の打ち合わせを持ちたい。ただ、なかなか被災市町村みずから正規職員や任期付職員を確保するのが難しい部分もあるので、昨年までも実施したが、全国の都道府県、各市長会、町村会を訪ねて、引き続き被災市町村への職員派遣要請に取り組んでいく。

## ( 6月25日(木) 危機管理部)

阿部裕美子委員

消防防災ヘリコプターの運航事業の増額は、エンジンの除染にかかわる予算とのことだが、エンジンの除染をするための機械という意味か。

ヘリコプターが飛んだ際に、エンジンの除染だけで済むのか。

災害対策課長

ヘリコプターは、大量に空気を吸い込み、燃料と反応させて噴射させることで浮力を得て、浮いたり前方に進んだりする。除染が進んでいない地域を飛ぶ際には、森林から多くの放射性物質を吸い込むおそれがあるので、東京電力福島第二原子力発電所の野球場でスクリーニングをして、必要と認める場合は除染作業を行うことになっている。

当初予算で資機材予算の承認を得たが、部品をフランスから輸入しなければならず、現在円安になり3月の価格改定により価格が上昇したため、42万1,000円の増額補正をお願いしている。宮城県、茨城県のヘリコプターに対する除染資機材である。

斎藤健治委員

部長説明にあった防災対策について聞く。

いわき市の原子力防災住民避難訓練とあるが、原子力発電所の事故が起きたときに何が一番問題だったかということ、大熊町の原子力発電所現地対策本部の一番の役割は地域住民の避難誘導なのに、避難誘導をほとんどしなかったことである。その結果、大熊町、双葉町では着の身着のまま避難した人がいた。間もなく4年半になるのにいまだに帰れず、当時、家畜は見るも無惨な状況になった。

住民への避難誘導を行うとのことだが、当時は避難誘導がうまくいかなかったわけで、今度、どういう防災避難訓練をするのか。

#### 原子力安全対策課長

この避難訓練については、昨年度も川内村を対象に実施しており、今年度はいわき市を対象に実施する方向で、今、市と調整を進めている。

具体的にことしどういう避難訓練をするかについてだが、どこに避難するかを含めて市と調整中である。今回の事故以前は、市町村の中、もしくは隣接する市町村程度への避難を想定し実際訓練も行われていたが、大規模な事故になると、もっと広域的な避難が求められるため、県で広域避難計画をつくり、その避難計画を実際に動かしてみても問題点があるのかないのか、あれば改善すべく検証する意味も含めて、昨年度、川内村で郡山市等への地域を越えた広域的避難訓練を行った。

ことしいわき市で行うものについても、いわき市内だけで避難するというのではなく、その外側まで広域的な避難ができるように、市とは調整したいと考えている。

#### 斎藤健治委員

福島第一原子力発電所の廃炉は、東京電力（株）も国も明言しているが、福島第二原子力発電所の廃炉は言っていない。

3月11日に大震災が来て、とんでもないことが起きた。10km、20km、30km圏の避難誘導をやらなければならないとき、現地対策本部には、副町長、副村長なりが集合して対策を立てるマニュアルになっていたが、誰も来なかった。県からは生活環境部が行った。そういうことを踏まえ危機管理部ができたが、あの当時、生活環境部や直轄理事がトップでいても、危機管理がされたのかどうかはわからない。

福島第二原子力発電所には現実的に燃料棒があり、これを排除しないと心配でしょうがない。そこをまずしっかりやらせなければならない。広野町は帰町宣言しており今度は楢葉町となるが、いつ何事が起こるかかわからず、避難訓練をきちんとやらなければならない。

危機管理部ができて統括するわけなので、廃炉を含めてしっかり取り組まないと、また同じことが起きたら大変である。部長、どう思うか。

#### 危機管理部長

委員指摘のとおり、今後、震災と同じような避難が必要になる事態が想定されることを十分念頭に置き、昨年、広域避難計画を策定した。同計画では、市町村ごとの避難先を決定し、中通り、会津、場合によっては県外、茨城県に避難することや避難ルート、避難先の施設も設定している。

今回の広域避難訓練は、避難先までの中継地点、ルート、移動手段の問題を、実際の避難訓練を通じて検証していこうというものである。震災のときに、避難が組織的に十分行われなかった反省に立ち、オフサイトセンター、国、県、市町村が避難に関する指示を明確にし、指示の伝達、実行について国、県、市町村がしっかり対応していくことが、今我々がなすべきことだと思っている。

今後、危機管理部が中心となり各市町村と連携するとともに、前回は指揮命令系統が非常に混乱して避難初動の指示が的確に伝わらなかったため、国としっかり取り組んでいく。

福島第二原子力発電所の廃炉については、県議会の意見書のほか、知事も再三国に求めており、震災による重大事故の反省を十分に踏まえ廃炉を決定するよう、国、東京電力（株）に強く求めていく。その上で、最悪のケースを想定して、危機管理部が前面に立ってしっかりと取り組んでいきたい。



#### 星公正委員

例えば南会津町で大災害が起きた際に、災害対策本部の長となるのは県の誰か。

#### 災害対策課長

地域防災計画は、国は中央防災会議、県は福島県防災会議、市町村は市町村の防災会議でそれぞれ定めており、市町村の範囲内なら市町村の災害対策本部、県の中で非常に大きな災害が起きれば、県の災害対策本部が設置される。

#### 星公正委員

一分一秒を争う災害の初期段階で災害対策本部のトップがどういう決断を下すかが非常に重要である。一市町村内でおさまればよいが、災害が広域になった場合、どこが対策本部の中心になって命令を出すのか。県の危機管理部が真っ先に現地に行って、部長なり政策監が指揮をとるのか。それとも市町村に連絡だけして、各市町村に任せるのか。

#### 危機管理部長

県の災害対策本部ができた場合の現場との関係だが、県の現地対策本部は地方振興局にできるので、地元の市町村長や消防、自衛隊と接触するのは、各地方振興局長となる。

当然、即時に災害対策本部を立ち上げるが、災害対策本部になるかどうかかわからないときには、危機管理部が本部を立ち上げて情報収集に当たる。どれだけ短時間でそれができるかが勝負なので、警察、消防等あらゆるところから危機管理部に情報が集まるよう情報収集体制の強化を今図っている。情報を早く集めて、次の対策をとる。県庁は県庁で本部をつくり、現場は現場で対策をとらせる。オフサイトセンターの場合には、危機管理部の職員がセンターに参加するという仕組みである。

振興局でなかなか手に負えない場合や複数の振興局にまたがる場合には、現地に当部職員が行く場合もあるかと思うが、各地方振興局単位で現地の状況を把握させるのが、広域にわたる場合の対応の基本である。

#### 星公正委員

振興局長が管内の市町村長を飛び越して決断するのは、非常に難しいと思う。

振興局長が本部長として指令を出したら、市町村長は従うという広域的な訓練を何度も行わないとうまくいかないのではないかと。これから広域的な災害が起り得るので、部内体制、広域的な体制を早急に固めてほしい。

#### 宮下雅志委員

災害が発生した場合には、危機管理部長が危機管理監になって危機管理室において緊急的な対応をとり、その後、災害対策本部が設置されるかどうかは状況に応じて進むとのことだが、その場合の危機管理監の災害対策本部での役割を聞く。

また、危機管理部の最大の目的は、発生した危難を解消、回避することであり、そのために平時からさまざまな対応をする。全庁の方針、基本的考え方として、危機事象に対する意識を高める、報告・連絡・相談の徹底を図る、危機情報の速やかな公表に努めるの3つが出されているが、これはあくまで平時における意識だと思う。一番は危難、危機を解消、回避することであり、そこをしっかりと意識しないと、なかなか機能しないと感じるが、いかがか。

#### 危機管理部長

非常に重い指摘である。

3つの基本的な考え方を示したが、県民の安全・安心を守ることが基本なので、日ごろからそういう意識を持って事象に当たることが、大規模災害、複合災害の初動に一番かかわってくると思っている。

1点目だが、災害対策本部が立ち上がった場合は、危機管理部が本部の事務局になるケースが多いと思う。自然災害の場合の災害対策本部は、当部が事務局なので、私がトップになり、知事、副知事の指示を得ながらやっていく。

危機管理監は、危機事象が発生した場合に、各部局長その他の職員を指揮、命令できるので、災害対策本部を立ち上げるような大規模災害時には、危機事象に関して各部局長を指揮する。例えば、健康被害は保健福祉部長の権限の部分だが、広域であったり、農林水産部等各部にまたがるようなときには、危機管理部が各部局長を指揮することが明確に規定された。これはちゅうちょや遠慮をせず指揮してよいということだと認識している。

最大の目的は大震災のような複合災害に対して、県がどう対応するかなので、全庁的に、日ごろから心して取りかかっていきたい。

#### 宮下雅志委員

大きいところをきちっと押さえていないと、いざというときに対応できない。そのときでは遅い。今、立ち上がりなので、組織的なものも含めしっかり検討してほしい。

今の第一原発のリスクについて、県の認識を聞く。

4号機の燃料は取り出したが、1～3号機の燃料デブリにはまだ到達できない。廃炉安全監視協議会等、専門性を高めながら調査を行っているが、県民の最大の関心事は汚染水問題等も含め、第一原発のリスクがどのようになっているかということである。

県からさまざまな申し入れも行っている。知事も、中長期ロードマップの改定に関して、結果を出すことが一番だと述べており、まさにここに尽きる。幾ら組織をつくって調査し申し入れをしても、結果が出なければ、やっていないのと同じだと私も思っているの、その辺の認識及び第一原発の現在のリスクの状況について聞く。

#### 原子力安全対策課長

第一原発のリスクの中でも、ここ数年一番クローズアップされているのが汚染水の問題である。地下貯水槽やタンクから漏えいしたり、排水路を通じた港湾外への漏えい等、さまざまなトラブルが続いている。

国も前面に立って、基本的な考え方等をまとめ、凍土遮水壁や地下水バイパスなどのさまざまな対策を構築し、今それを進めているが、このたびの仮設配管からの漏えい等に見られるとおり、第一原発の現場は、まだ恒久的な施設になっていない。仮設配管もまだまだ残っており、そこからの漏えいというような小さなリスクはさまざま残っている。汚染水対策については、大きな対策を着実に進めていくのはもちろんだが、小さなリスクもどンドンつぶしていかなければならないので、県、廃炉安全確保協議会の役割はまだまだ大きい。

燃料の取り出しだが、4号機については、使用済み燃料プールからの取り出しが全て終了し、現在は原子炉建屋に燃料がないので、リスクは相当低くなっているが、1～3号機については、燃料プールに燃料が残っているのはもちろん、燃料デブリという形で溶融した燃料が、格納容器のどこに、どれだけ、どういうふうに残っているかもよくわかっていない状況である。一つずつ把握して取り出し、きちんと安全に保管することまで全て完了しなければ、燃料に関するリスクは、まだまだ下がらないと考えている。

直近の取り組みとして、1号機のカバー解体がある。これは燃料取り出しに向けて作業が進められているわけだが、燃料取り出しに当たって瓦れきを動かす、取り除く際に放射性物質が飛散するリスクも残っている。そういった予測できるリスクについては対策を万全なものとして、東京電力(株)でも一つの作業をする際に、排水、大気、労働者への影響をいかにトータルで低くできるかを考えながら計画をつくり、作業を進めている。

県としてもしっかり監視をしていくことが必要なので、取り組み一つ一つについて、できるだけ現地を見、東京電力(株)の説明を聞き、リスクをいかに低減させるかどンドン発言していきたい。

#### 宮下雅志委員

サブドレン計画が少し思わしくない。凍土遮水壁は実証の段階であり、この点についての県への報告、あるいは県からの問い合わせ等に対して何か情報はるか。

#### 原子力安全対策課長

サブドレン計画についてだが、原子炉建屋が地下水の浮力で浮き上がってしまわないように、建物のすぐ脇に幾つか井戸を掘りその水をくみ上げて、それを放出することが事故以前から行われていたが、今回の事故で、井戸の汚染が若干見られるため、放出が一旦とまっている。

しかし、汚染水対策を進める上で、サブドレンを事故前のように稼働すれば、建屋への地下水流入も減らせるため、東京電力（株）としてはそれを進めたいということである。ただ、くみ上げたものは、ためておくわけはいかず、浄化して海へ放出する計画なので、漁業者、関係者へ説明して理解を得た上で進めるべきとして、今、さまざまな取り組みがなされている。サブドレン計画は、まだ実行前の段階であり、理解を得るまでの段階でストップしていると、東京電力（株）から説明を受けている。

凍土壁は、建屋の周り1,500m程度に地下30mの凍土壁をつくり、凍結した壁で地下水の流入を減らす取り組みである。ぐるりと四方を囲むことになるが、山側の部分については、ほぼ100%近く設置が進んでいるものの、海側はまだ幾分残っている。

最終的には閉じて凍らせるが、現在は、試験的に何カ所か凍らせて、実際に凍らせたときにスムーズに凍るのか、地下にはいろんな構造物があるが、構造物が干渉するところで凍結がうまく行われるのか等を検証するための試験凍結を18カ所程度で実施している。

凍結にはかなり時間がかかり、凍結を開始してから2カ月程度たつ。温度的にはどんどん下がっており、スムーズに温度が下がることは確認できたが、最終的に目的の温度になり、障害物の干渉もうまくクリアできるのかの確認は、もう少し先になる。

#### 宮下雅志委員

今のような第一原発のリスクの状況を、包み隠さず刻々と伝えていくことが重要だと思う。東京電力（株）の情報隠しやトラブルを公表しなかった件もある。新たな安全確保協定は、相当県の権限が強まっているので、それに基づいてしっかり検証し、その結果を議会、県民に知らせる。ホームページや廃炉安全確保県民会議の場でわかりやすく情報提供しているというが、なかなか伝わっていない。その点も工夫して、議会にも現状、進捗状況の報告を行うべきだと思うが、どうか。

#### 原子力安全対策課長

廃炉の取り組みの県民への情報提供だが、協議会の立ち入り、県民会議の状況など県のさまざまな取り組みは、ホームページで公表しているが、それが県民にわかりやすく届いていない部分もあると思うので、できるだけ内容をわかりやすくし理解しやすいように努めたい。

それ以外に、昨年度も一度行ったが、県の広報誌に今の廃炉の状況を紹介したり、報道機関を通じた広報も機会あるごとに行っていききたい。協議会や我々が活動する際には、原則報道機関にオープン形で取材してもらい、現場の状況等が県民に伝わるようにしていく。

また、資料を作成し、県民に触れる場で配布することについても、積極的に検討していきたい。

阿部裕美子委員

凍土壁について聞く。一日300 tの地下水流入を、凍土壁をつくって遮断するということだと思うが、かつては川があり海へ水が流れ込む地形の中で、今まで流入していた水はどうなるのか。

原子力安全対策課長

凍土壁の効果については、現在約300 tの水が毎日建屋内に流入しているが、凍土壁が完成すると、50 t程度まで減ると計算している。

第一原発の敷地は、阿武隈山系から海側までなだらかな斜面になっており、地下層の流れは何層かに分かれている。一番表面に近い大体30mまでの深さの、今回の凍土壁で仕切る帯水層に流入するのは、おおむね第一原発の敷地内に降った雨がしみ込んだものである。阿武隈山系からの水は、構造上、30mよりもっと深いところに何層にも地下の帯水層があり、主にそちらを流れている。

凍土壁は本当に表面のところを仕切るのだから、表面を流れていた地下水は仕切った凍土壁の周りに回り込み、最終的には海に流れていくことが、凍土壁を計画した一昨年度に、国の検討委員会で専門的なシミュレーションをした上で確認されている。

阿部裕美子委員

けさの読売新聞に危機管理方針に関する報道があった。原発事故のときを考えてみても、浪江町長は、原発事故のとき、何の情報も入らず、テレビを見ながら避難情報を出す状況だったと述べており、初期段階で県民に正確な情報を公表していくことが大事である。

危機管理基本方針では、危機情報の速やかな公表について、初期段階においても公表に努めるという言葉になっているが、これでは弱いのではないかと。初期段階が非常に重要なので、正確、速やかな公表を行うことを押さえるべきと思うが、どうか。

部参事兼危機管理課長

危機管理基本方針については、東日本大震災の教訓等を含め、県の危機管理対応力の向上を図るために危機管理部が設置されたことにあわせて定めたものであり、基本的な3つの考え方を、危機事象に対する意識の向上、報告・連絡・相談の徹底、危機情報の速やかな公表とし、危機管理に取り組んでいくものである。

初期段階における危機管理情報の速やかな公表であるが、さまざまな情報がある中で、正確な情報を県民に迅速的確に伝えるのは非常に大事なことなので、そういう精神に基づき基本方針を作成しており、これを組織的に広げ浸透させていこうと考えている。

文言の指摘があったが、初期段階の第一報を適時的確に伝えることの重要性は重々承知している。今後、文言も含め、いろいろな意見を受けて改めて内容を見直していくが、まずは今回まとめた危機管理基本方針を運用していきたい。

阿部裕美子委員

この文言は、各部局からいろいろな意見があったのか。

部参事兼危機管理課長

危機管理基本方針については、危機管理室で各部の意見等を得て案をつくり、意見交換をして作成したものであり、いろいろな意見を得て、今回まとめたものである。

#### 阿部裕美子委員

初期の第一報は大事なので、正確に知らせることができるよう対応願う。

5月18日に原発調査をした。原発事故の収束という非常に重大な取り組みは、東京電力任せでなく国が前面に立ってしっかり対応する必要がある。

これまでも再三言われてきたと思うが、現地では国の職員の姿は見えなかった。代表質問でもやりとりされたが、十分な体制とは言えない。国が本気で収束に向けて対応するのであれば、職員体制についても、しかるべき対応をとる必要があると思うが、どう考えるか。

#### 原子力安全対策課長

原子力規制委員会として、第一原発、第二原発それぞれに原子力規制事務所があり、現在、第一原発で12名、第二原発が7名、統括調査官1名、総勢20名の体制となっている。現地でなかなか国の職員が見当たらないということだが、規制事務所では、通常の日には4～5人交代で現地に行き、昼間、さまざまな廃炉の取り組みについてチェック、確認を行い、必要があれば東京電力(株)を指導している。休日等でも昼間は2名程度は必ずいる。夜間も必ず1名は現地に常駐しており、24時間体制で確認している状況になっている。

また、資源エネルギー庁でも、檜葉町に現地事務所があり、4月現在20名の体制で、周辺市町村との調整、会議の設定や現地対応等を行っている。

我々も今の体制で十分だとは思っていないので、6月に実施した知事の国に対する要望の中でも、現地の体制も含め、国が前面に立ってしっかり取り組みを監視して、必要な指導をするよう求めた。

現地の事務所とは日ごろから、協議会やさまざまな会議で、意見交換をしながら進めているので、そういった中でも、体制の強化について引き続き求めていきたい。

#### 阿部裕美子委員

収束に向けて現場で働く原発労働者については、健康に気をつけてしっかり働いてもらわなければならない。原発労働者に収束そのものがかかっているのが、原発労働者の処遇改善、訓練センターの状況について聞く。

これまで3件の死亡事故があり、重大事故も10件起きている。原発労働者の被曝線量も全体平均で前年より1.3%程度上がっており、労働者の処遇改善をきちんと行っていく必要がある。国家公務員に準じた条件を私たちは求めてきたが、どう考えているか。

#### 原子力安全対策課長

廃炉は、30年、40年と非常に長くなるため、作業を担う人材の確保は非常に重要であり、待遇、安全をきちんと確保しなければならない。

まずは、雇用の適正化として、賃金、手当等の労働条件を明示し、それに従って支払うよう、これまで東京電力(株)及びそれを監督する国に対して求めてきた。これからも引き続き、機会あるごとに求めていく。

訓練センターだが、死亡事故等を踏まえて、東京電力(株)の敷地内に危険回避のための訓練設備を一つつくり、まだなれていない方に一度体で危険を体験した上で現場に行くという取り組みを、今東京電力(株)で行っている。

東京電力(株)としては、この施設を拡充、充実させることを考えているようだが、我々としてもそれら取り組みを進めるよう求めている。

#### 柳沼純子委員

自衛隊、消防団等との連携について聞く。

常日ごろから情報の共有、連絡の取り合い等はどうしているのか。

#### 危機管理部長

まず、市町村は、災害対策を一緒に取り組む最大の相手方である。

消防は、今回の震災でも地域の防災、減災、避難誘導等について非常に活躍したが、当部消防保安課が、市町村を通じて地区ごとに消防団や組織と連携しており、各振興局単位で、消防、警察、市町村と連絡会を行う等、常に連携している。

自衛隊については、我々が自衛隊を訪問したり、自衛隊にも県に来てもらいさまざまな話を聞いている。今回の震災をきっかけに、自衛隊とも従前より濃密な連携をしており、今年度に入ってからも、危機管理室のメンバーを集めて自衛隊の諸活動に関する勉強会も実施している。

警察は同じ県の組織なので、危機管理に関しては、情報の共有という形で非常に密接に連携をとっている。

警察、消防、自衛隊、市町村とさまざまな連携を図り、一緒に訓練等を行いながら、人と人とのつながりを含め、連携のチャンネルが密になるようにしていく。

#### 柳沼純子委員

石油コンビナート総合防災訓練、いわき市での原子力防災住民避難訓練にも、警察、自衛隊、消防団は参加するのか。

#### 災害対策課長

ことし8月30日に、県の総合防災訓練を南相馬市で開催する予定であり、地元南相馬市、相馬地方広域地方本部等の多くの団体、陸上自衛隊、日本赤十字福島県支部、医師会、看護協会などとともに訓練を実施する。

石油コンビナート総合防災訓練は、実地で広野町で行う予定であり、広野町、双葉地方広域市町村圏の消防組合、福島海上保安部などと協議して、連携を図りながら進めていきたい。

#### 原子力安全対策課長

原子力防災訓練の参加機関は、県及び関係市町村以外に、国の原子力規制庁、オフサイトセンター、自衛隊、警察、消防等の関係機関総がかりで行う訓練を計画している。

#### 柳沼純子委員

火山防災に対しても、体制は同じか。

#### 災害対策課長

日本には110の火山があり、そのうち47が活火山で常時観測火山となっている。

本県においては3つの火山が常時観測火山になっており、昨年11月に、吾妻山、安達太良山、磐梯山の火山防災協議会を立ち上げた。その火山防災協議会の下に、吾妻山部会、安達太良山部会、磐梯山部会があり、関係市町村、吾妻山なら福島市、安達太良山なら二本松市、福島市、本宮市、郡山市、猪苗代町、大玉村と連携を図るとともに、气象台等専門家の意見を聞きながら、火山防災対策を行う計画である。

警察、自衛隊、消防関係も含め、連携して進めている。

#### 斎藤健治委員

いわき市での原子力防災住民避難訓練は、どの地区、あるいはいわき市の30万人全員を避難させることを想定して行うのか。

#### 原子力安全対策課長

地区については現在市と調整中であり、全市単位ではなく地区を限定して、その地区を対象に実施しようということを進めている。

#### 齋藤健治委員

今回、口永良部島の火山爆発で屋久島へ全島避難したが、避難場所が大変だった。本県が平成23年3月12日から避難したときは、県立高校が春休みに入る直前だったので、高校の体育館やビッグパレット、あづま総合運動公園の建物、須賀川アリーナ等を使えたが、当時はどこに何人避難させるか何の計画もなかった。

いわき市の訓練は、何人避難させるのか、避難場所はどこか、それらを決めなければ、ただ行っても何の役にも立たない。例えば浪江町が避難時に一番困ったのは、車のガソリンがなかったことである。民主党政権で、緊急車両以外にはガソリンを入れるなど余計な指示をしたので、とんでもないパニックになった。

いわき市でも、机上の計算でもよいので、何万人か何千人か想定しなければならない。それがない避難計画はないに等しい。避難誘導は誰がどう行い、どういう手段で避難するのか。ただ100mくらい逃げる訓練をしても現実には役に立たない。

火山の爆発は想定できても、福島市のどこのエリアまで被害が発生するのか、市内全域が避難しなければならないのか、そういうことを想定した避難訓練でないという意味がない。いわき市では郡山市まで避難するのか、茨城県まで行くのか。

長沼（藤沼湖）で150万tの水が決壊し8人が亡くなった際には、警報もなく突然だった。只見川には20を超えるダムがある。豪雨のときには最上流の田子倉ダムや奥只見のダムの水を放流したため、大雨の上に何億tもの水が来て、只見町、金山町、三島町が皆被害を受けた。ダムの水の放流について、もっと早く連絡があれば、やり方も考えられたはずである。

岩瀬郡天栄村に羽鳥ダムがあるが、もし羽鳥ダムが決壊したら、下流にある住宅はとんでもないことになる。ダムの決壊、河川の氾濫、火山の噴煙等、シミュレーションをきちんと行わなければならない。

まだ計画ができていないなら、9月に同じことを聞くが、いわき市での原子力防災住民避難訓練における避難人数、避難先、実施時期を聞く。

#### 原子力安全対策課長

昨年度は11月に実施しており、今年度も同様の時期を考えている。まだまだ決まってない部分があるので、今後、いわき市と十分詰めて、計画だけでなく実務に役立つ、実際の避難ができるだけスムーズにできる訓練となるよう、内容を詰めていきたい。

#### 齋藤健治委員

11月にやるなら9月に同じことを聞く。どれくらいの人をどの場所に避難誘導するか決めてやらないと意味がない。夜寒い時期なら、避難先に毛布はあるのか夜具はあるのかとなる。しっかりとした計画を示してほしい。

#### 矢吹貢一委員

四倉地区の行政区長から、どういう訓練になるのかと聞かれた。市からある程度の説明はあったが、具体的なものは全くない。原子力災害なので避難することが一番だと思うが、一体どこに逃げるのか、どのくらいの規模で行うのか、まさに齋藤委員と同じ質問を受けた。

県の原子力災害の避難計画では当初、いわき市28万人を茨城県に避難させる案を出したが、まだ、どこにいわき市民が逃げるか決定していない。その中で、こういう訓練をすることは、いかがなものか。

なぜ茨城県ではだめだったかということ、太平洋沖の同じ地震で、同時に東海原発も被災したらどうなるのかということ、水戸市を中心に80万人がいるところに28万人も入っていきけるのかということ。また、いわき市としては新潟県に行きたいと県に訴えていると思う。それらは、どの程度進展したのか。防災訓練をするときに、どこに逃げるのか明確に示せるのか。

原子力安全対策課長

いわき市については、避難先として、現在の計画では茨城県等の県外と会津方部の市町村と書かれているが、具体的に県外のどこかは未定である。避難対象になる市町村の中で避難先が決まっていなかったのがいわき市なので、早急に決めたいと考えているが、茨城県との協議の事務手続に時間がかかっている。相手方が拒否しているわけではないので、茨城県及び茨城県内市町村と具体的に詰めて決めていきたい。

なお、いわき市からは西へ避難したいとの話を聞いており、それも含めて、どういう計画にするのがいわき市にとって一番なのか、いわき市、避難先となる県、市町村と早急に事務手続を進め計画を策定したい。

今年度行う避難訓練における避難先だが、県外を避難先とする避難訓練は、時期的に今からの準備では非常に困難であるので、基本的に県内市町村を対象に調整を進めている。30万人単位の避難訓練はなかなか難しいので、地区単位で調整している。

矢吹貢一委員

この問題は議会で2回質問したが、全く同じ答弁が続いている。もちろん相手先、受け入れ先のいろいろな理由があるだろうし、西の方といういわき市の希望もわかっているようだが、早急に決めないと、実際の有事の際に混乱を来すので、よろしく願う。

阿部裕美子委員

原発問題で一点だけ確認したい。

2014年度の福島第一原発の作業員の中で、年間20mSvの被曝線量を超えた方は992人とされているが、5年間で100mSvを超えた作業員は、現段階で何人いるのか。

原子力安全対策課長

今、手元に数字を持っていないので、確認をして、後ほど答えることでよいか。

阿部裕美子委員

よい。生涯にわたって作業員の健康管理はされていくと理解してよいか。

原子力安全対策課長

原発労働者のうち、事故当時作業に当たった方の一部については、被曝線量が相当高いこともあり、生涯にわたって健康管理をすることになっている。

それ以降の、一般的な放射線の被曝に関する1年間で50mSv、5年間で100mSvという基準で働いている方については、一般的な放射線の健康管理の範囲での健康診断、健康相談の対象になっている。

生涯にわたる健康管理は、当初、構内の線量が高い中で緊急作業に当たった方を対象に制度が設けられている。



阿部裕美子委員

福島県の上空には、オスプレイの飛行ルートはあるのか。

部参事兼危機管理課長

県民の安全・安心確保の観点から、日米合同委員会の遵守事項として、訓練飛行のルートについて開示するように、これまでも全国知事会を通じて要請してきている。

阿部裕美子委員

現段階では、日米の共同訓練等で福島県の上空を通過するときに、確実に県に情報が入る状況ではないのか。

部参事兼危機管理課長

オスプレイの本県上空飛行が予想される場合については、東北防衛局等から情報収集をして、関係市町村、地方振興局等に情報提供する形になっている。

先崎温容副委員長

先週、福島県危機管理基本方針ができ上がり、第4の項目の危機管理の対応策の部分が各項目に分かれて実施計画となり、具体的に示されていくものと思うが、新たなものも含めて、どのようなタイムスケジュールで進むのか。

危機管理部長

基本方針決定の際に各部局と何点か確認したが、実効性を高めるための方策として、訓練や研修を重ねていくのが一点である。情報を危機管理部に集約して、初動対応ができるよう、まずは危機のキャッチが一番重要である。

どのような対応をしていくかについては、日常業務の中で積み重ねていく。基本的には、法令等に定まった計画やマニュアルがあるものについては、各部局でそれぞれ所管する。保健福祉部のSARS、インフルエンザ、土木部の水防、農林水産部の家畜伝染病の関係については、マニュアルがあるので、各部局の日常業務の中での確認を積み重ねていくのが、次のステップと考えている。

危機管理部において何か計画を示すとか、全庁で何かをリストアップすることは想定していないが、さまざまな危機の対応事象に応じては、マニュアルがないと対応できないものが必ず出てくるので、一つ一つ経験を積みながら、マニュアル作成や計画策定まで進める必要がある。

また、全庁に横展開できるものはしていかなければならないので、日常業務として頻繁に行っていききたい。

先崎温容副委員長

危機管理部としては、大規模災害、原子力災害のマニュアルをしっかりとった上で、庁内、関係機関と協議をして、客観的な判断、外部評価まで行う必要がある。危機管理部も外部に評価してもらいながら組織改編をしたり、新しいものに進むときにも外部の声を確認して、取り入れていく必要がある。

県民が注視している花形部であるので、庁内だけではなく、外部評価ができる形を今後検討してほしい。

## ( 6月26日(金) 人事委員会事務局)

阿部裕美子委員

原発事故から5年目を迎え、今まで頑張ってきた職員に疲労感が蓄積している。人事委員会の課題として、若手職員が、各分野で復興に向かって積極的に奮闘することのできる環境が求められていると思うが、現段階での課題、今後取り組むべき方向を、どのように考えているか。

人事委員会事務局次長兼総務審査課長

原発事故から月日がたったが、本県は、震災からの復興再生に向けてまだまだ事業があり業務量が増大している。

1点目は、職員の超過勤務の関係である。毎年人事委員会では、勤務条件実態調査として超過勤務状況を調べているが、平成25年度の職員1人当たりの超過勤務時間は、震災により大幅に増加した23年度と比較すると減少しているものの、24年度と比べると増加している。

人事委員会報告で、「恒常的な超過勤務の実施は、職員の心身への影響が大きいため、業務処理体制の見直し、あるいは管理職員による業務管理の徹底を行うなど、縮減に向けた取り組みをより一層強化する必要がある」と言及した。

知事部局では本年度、7、8月をリフレッシュ月間に設定し、従来のノー残業デー等のほか、新たに毎月19日をワーク・ライフ・バランス促進デーに設定するとともに、各所属独自で定時退庁日を毎日1日設定するなどの取り組みを行った。

現在、昨年度の勤務条件実態調査を照会しており、その結果を踏まえ、例年秋に実施している人事委員会報告で言及できるよう準備を進めている。

もう1点、メンタルヘルスについても課題ととらえている。

復興再生に係る業務が長期化し、職員にかかる負担が続いているため、昨年の人事委員会報告で、「任命権者は、引き続きストレス予防に関する研修や相談体制の整備、再発予防支援等を講じる必要がある。特に管理監督者においては、メンタルヘルス不調の職員への早期の気づきにより、専門医等へ相談を勧めること。職員においては、その兆候が感じられるときには早期に専門医に相談することが必要である」と言及し、職員のメンタルヘルスについて必要な対策を求めている。それ踏まえて、任命権者は各種の相談事業に加え、メンタルヘルスセミナーの実施回数をふやすなど、メンタルヘルス総合対策事業を充実している。

人事委員会としては、これら任命権者の取り組みを注視し、例年秋に実施する人事委員会報告で、ことしも何らかの言及ができればと考えている。

阿部裕美子委員

各職場が風通しよく、職員の健康が保持され、積極的に仕事が全うできるような環境整備に努めてほしい。

平成27年度の大学卒程度採用試験に関してだが、農業、農業土木、林業、水産、心理判定員は、昨年比で若干採用増となっているが、これは単なる退職者補充によるものか、県の重点的方針としての採用増か。

採用給与課長

採用者数の増減については、基本的には業務の需要や退職欠員状況を、任命権者が総合的に調整判断した上で人事委員会に必要数が提示され、それを受けて人事委員会が判断する。

来年度に向けては、現行の職員規模を維持することを基本とし、退職者補充を主な要因として必要数を出している。

## ( 6月26日(金) 監査委員事務局)

阿部裕美子委員

200機関を対象に定期監査を実施して、契約事務が適切でないもの、収入の調定がおこなわれている等、改善を求めた具体的な内容について聞く。

局参事兼普通会計監査課長

収入の調定がおこなわれているもの、契約事務が適切でないものなど、指摘事項としては全部で12件あった。

収入の調定が著しくおこなわれているものとして、福島空港事務所の土地使用料を4月1日に収入調定すべきところを10月24日に調定していた件や、収入調定がされていないものとして、県北建設事務所の河川敷占用料の延滞金について、平成22年度以降の16件分、金額も10万円を超えていたため指摘事項とした件等である。

契約事務が適切でないものとしては、物品購入において、同じ仕様のパソコンを同じ業者との契約で43台分割して購入していた件で、これは本来であれば計画的に一括購入契約すべきもので、適切でない事務処理があった。同じように3分割して発注した事務所の事例等もあった。

改善を求めた指摘事項については、処理の状況報告をもらい把握している。監査結果に基づいて措置を講じたときには、その通知を受けることになっており、この通知は県報に登載して公表している。全てにおいて、再発防止等の適切な事務処理の改善策を講じるとの通知を受けている。

阿部裕美子委員

物品購入は、基本的には一括購入なのか。それは分割購入だと価格が高くなるというのが理由か。

局参事兼普通会計監査課長

物品購入については、1件につき160万円以上であれば、条件付一般競争入札で契約すると定められており、分割契約よりも安く購入できたのではないかとこの観点からである。今回の案件では、短期間に同じ仕様のパソコンを分割して購入していた。

阿部裕美子委員

36団体を対象に財政的援助等団体監査を実施した結果、一部の団体の事業執行が適切でないということだが、具体的な内容について聞く。

企業会計監査課長

財政的援助等団体監査は、平成26年度に36団体を対象に実施し、うち3団体において指摘事項があった。

既に執行部から処理結果をもらい県報にも登載したが、指摘事項で該当のあったものは3件で、福島県立医科大学において入札の事務手続が著しく適正を欠いていたもの、公益財団法人福島県生活衛生営業指導センターにおいて法人の運営に著しく適正を欠いていたもの、公益財団法人ふくしま科学振興協会の会計経理処理において会計基準等に照らして著しく適正を欠いていたものである。

阿部裕美子委員

県立医科大学の入札事務手続に著しく適正を欠いた件について、具体的に説明願う。

#### 企業会計監査課長

平成25年11月に実施した医療用機器の入札において、ある会社を落札者に決定したにもかかわらず、医療機器に係る仕様書が医科大学が必要とする仕様を明確に表示していなかったため、落札後に入札説明書に記載のない技術審査を実施した結果、医科大学の求める仕様に合致しないとして、その会社との契約締結に至らず、再度入札を行わざるを得ない結果となるなど、入札事務手続に著しく適正を欠いたということである。

その処理結果については、医科大学から福島県知事へ措置状況の報告があり、福島県知事からの回答では、「今回の指摘を受けて当該法人に対し、法人自らが以下の対策を講じるなど、組織的なチェック体制を強化することによって入札事務を適正に行うよう指導していく」との回答があった。

医大からの回答は、今後の入札に当たっては、関係規定を遵守し、入札に当たっての仕様書など入札関係書類の作成について、関係する教職員を中心に十分な打ち合わせなどを行い、相互チェックを行って、記載事項の遺漏がないように十分精査するという回答があったことを確認している。

#### 阿部裕美子委員

17機関で指定管理者制度にかかわる抽出調査を行い、導入の効果、課題の検証を行ったということだが、具体的な中身について聞く。

#### 企業会計監査課監査参事

指定管理機関35施設と各部局関係所管課を含め調査を行った結果、指定管理者制度に関し、主なものとして8項目について意見等を付した。

1つ目は、指定管理者制度の導入について、そもそも施設を指定管理者として行うことが適切かということも踏まえた指定管理者制度移行等の検討で、指定管理者制度を導入していない施設もあるので、それらに対し、導入の効果考えた上で、導入を図るべきかどうか検討するよう求めたこと。

2つ目は、指定管理者の選定手続について、指定管理者を選定する際の募集方法や指定管理期間について、現在、施設については5年等、ある程度固まった期間で行っているが、施設によっては、その期間が短くてもよいのではないかと、長くてもよいのではないかとすることを各施設の実態を踏まえて検討するよう求めたこと。

3つ目は、指定管理者との協定内容について、施設の運営上、協定の中で、例えば土日は休館という協定がされているが、休館日や開館時間の設定について、利便性を考慮して、開館時間を早めたり、土日の開館を求めることを検討するよう求めたこと。

4つ目は、指定管理者制度の運用について、指定管理者の業務の引き継ぎは5年ごとに1回行われ、場合によっては業者が変わるが、変わった場合の引き継ぎが適切に行われていない事例があったので、適切に行うよう求めたこと。

5つ目は、県と指定管理者の責任分担について、協定の中で、施設の維持管理や事業の概要に係る予算的なものを決めているが、5年間の債務負担行為を設定して実施していて、例えば震災当時の事例のように、途中で事業関係が変わり、金が急にかかったりするようなときの負担の割合を協定できちんと定めていない事例や、金額的にも少ないような事例もあったので、検討するよう求めたこと。

6つ目は、施設の設置目的に沿った管理運営について、指定管理者を指定している部局等において、業務の中身をきちんと評価するよう求めたこと。

7つ目は、指定管理者の運営の評価と見直しについて、指定管理者の運営自体を外部の委員等を含めた委員会を導入し、きちんと県として評価していくべきと求めたこと。

8つ目は、指定管理者制度の導入効果について、他県等の事例では、指定管理者をやめる施設の例もあるので、そういったこともきちんと踏まえてほしいということ。

以上について、各部局に求めたところである。

星公正委員

最近、包括外部監査の報告書が来たが、これは総務部の所管とのことである。監査委員との関係はないのか。

局参事兼監査総務課長

包括外部監査と監査委員のかかわりであるが、まず包括外部監査は総務部で担当している。監査委員においては、知事部局で契約する際に意見を申し出る、補助人を選定する際に意見を述べる、最後の段階で報告があった場合に公表するという法律上の規定になっている。

さらに、包括外部監査は1年契約で3月31日までであるが、その後に指摘や意見により改善の措置等を行う場合もある。それらは、執行部から監査委員に報告があるので、そうした指摘や指導があったものについては、その状況を定期監査などで随時検証する形で連携している。

星公正委員

今回見た中にも、かなり指導・指摘があるが、これらは平成27年度には直っているものなのか。それとも、検討しているくらいの回答は来るものなのか。

局参事兼監査総務課長

措置状況については、今回の報告が3月で、すぐに出てくるものではない。内容により、措置するのにそれほど時間のかからないものもあるが、相当期間がかかるものもたくさんある。

出てきた際には、我々のほうで公表するとともに、内容を見た上で、定期監査において、それに基づき検証するという対応をしている。